

(令和2年10月19日 Ver.2)

和泉市 新型コロナウイルス対策に関する市立学校園の休業等の基準

本基準は、令和2年7月3日付 教保第1480号 「[COVID-19]児童生徒等及び教職員に感染者が確認された場合の基本的な対応について」(大阪府教育庁)に基づき、和泉市教育委員会として策定。今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改定するものとする。

	感染が判明	濃厚接触者に特定 (保健所にて特定)	発熱咳等の症状あり
児童生徒本人 (教職員含む)	治癒するまで 出席停止	原則として2週間 出席停止(※1)	自宅で休養 (出席停止)
当該学校	原則、臨時休業 (保健所の指導を踏まえ、概ね3日間) ※2	休業としない	休業としない
周辺の学校	休業としない (市教委にて判断)	休業としない	休業としない

「※1」・・・感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算

児童生徒等の家族に濃厚接触者がいる場合、保健所等関係機関と相談したうえで個別に対応する

「※2」・・・ただし、保健所の疫学調査を踏まえ、臨時休業の有無及び期間を判断する

◇市立幼稚園及び保育園についても、本基準に準ずる対応をするものとする